

令和５年度筑前町決算審査特別委員会記録（３日目）	
招集年月日	令和 ６年 ９月 ９日（月）
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 ６年 ９月 １１日（水） １０時 ００分
閉 会	令和 ６年 ９月 １１日（水） １１時 ５８分
正副委員長	委員長 寺 原 裕 明 副委員長 柳 雅 明
出席委員	1 番 原 田 邦 男 3 番 原 口 博 文 5 番 木 村 和 彦 7 番 柳 雅 明 9 番 石 丸 時次郎 1 2 番 河 内 直 子 1 4 番 田 中 政 浩 2 番 池 松 和 彦 4 番 原 田 宏 6 番 石 橋 里 美 8 番 山 本 一 洋 1 1 番 山 本 久 矢 1 3 番 寺 原 裕 明
出席委員数	１３名
欠席委員	１０番 奥 村 忠 義
地方自治法 第１２１条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 教 育 長 宮 崎 敏 宏 企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 尾 畑 正 行 出 納 室 長 橋 本 照 美 人 権 ・ 同 和 尾 籠 浩一郎 対 策 室 長 環 境 防 災 課 長 岡 部 裕 行 都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 上 下 水 道 課 長 徳 永 正 弘 こ だ も 課 長 村 山 弥 生 生 涯 学 習 課 長 小 川 真 一 副 町 長 中 野 高 文 総 務 課 長 古 川 秀 志 大 刀 洗 稲 葉 佳 奈 平 和 記 念 館 税 務 課 長 八 尋 福 由 住 民 課 長 吉 浦 高 幸 健 康 課 長 橋 本 豊 建 設 課 長 行 武 一 洋 農 林 商 工 課 長 谷 口 謙 司 福 祉 課 長 神 崎 英 昭 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局次長兼議会係長 山 本 孝 坂 田 康 仁 財政課財政係長 緒 方 祥

会 議 録

令和5年度決算審査特別委員会

[3日目]

令和6年9月11日（水）

開 会	
委 員 長	おはようございます。 本日の出席委員は13人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 (10:00)
委 員 長	昨日に引き続き、決算審査特別委員会を行います。 認定第2号「令和5年度筑前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	おはようございます。健康課です。 これから特別会計に入ります。 よろしくお願いします。 それでは、令和5年度国民健康保険事業特別会計決算及び実績報告書についてご説明いたします。 まずは、決算書からご説明いたします。 歳出からご説明しますので、決算書の236ページをお願いします。 1款1項1目一般管理費、支出総額4,643万6,000円余は、4年度より313万4,000円余の減額となっており、主に2節から4節の人事異動による職員人件費の減によるものです。 次に、238ページをお願いします。 1款1項2目国民健康保険団体連合会負担金、支出総額146万5,000円余は、国保連合会への事務費負担金です。 次に、1款2項1目賦課徴収費、支出総額303万4,000円余で、主な支出は、7節報償費の国保税に係る税務課の徴税対策専門員の報償費120万円と、課税通知等に係る11節役務費160万4,000円余です。 1款3項1目運営協議会費、支出総額2万1,000円は、国保運営協議会1回開催の委員の日額報酬です。 2款保険給付費は、238ページから242ページまでですが、療養諸費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当を支出しており、4年度から9,683万7,000円余の増額の支出総額22億8,231万9,000円余となりました。 主な増額要因は、1項療養諸費の4年度から5,571万9,000円余の増額及び2項高額療養費の4年度から3,809万5,000円余の増額です。 後ほど説明いたしますが、決算審査特別委員会資料に記載していますように、主に入院医療費の増が要因であると思われます。 次に、242ページから244ページまでの3款国民健康保険事業費納付金は4年度から2,712万2,000円余の増額で、支出総額9億603万5,000円余の納付金を県へ支出しました。 県が保険料収納必要額を市町村ごとの被保険者数と所得水準で案分し、それぞれに医療費水準を反映することにより、市町村ごとに納付金が算定されたものを納付したものです。 また、令和6年度以降での県内国保税均一化に向けた協議も行われており、安定した継続的な国保財政運営をしていくためにも、この納付金については注視し、引き続き、納付金を含めた財政運営の取り組みを行わなければならないと考えています。 次に、246ページ、6款保健事業費です。

	主にレセプト点検事業、特定健診事業の支出となっており、4年度から126万8,000余の増額の支出総額3,928万3,000円余の支出となりました。 内訳としまして、1項保健事業費は、4年度とほぼ変わらずの674万6,000円余、主な支出は12節レセプト点検業務委託の441万4,000円余で、年間約1,100万円の効果額が出ており、継続して取り組みます。 2項特定健康診査等事業費は、4年度から139万3,000円余増の3,253万7,000円余となっています。 主な支出は、248ページ、12節委託料の特定健診委託料1,399万8,000円余です。 同じページの7款基金積立金は、4年度決算剰余金から3,579万6,000円の基金元金積み立て及び56万1,000円余の利子積み立てをさせていただいたものです。 250ページ、9款諸支出金は4年度から4,397万1,000円余の減額で、支出総額330万3,000円余となっており、減額の主な要因は、6目22節の過年度普通交付金返還金が減額となったことによるものです。10款予備費からの充用はありません。 以上、歳出予算現額34億2,285万1,000円に対し、支出済額33億1,825万7,000円余で歳出決算を終えています。 続きまして、歳入です。 ページ戻りまして、226ページをお願いします。 1款国民健康保険税です。 5年分収納率は、4年度から0.31ポイント減の95.83%、滞納分も4年度を0.37ポイント下回り13.91%となり、4年度収納額から3,709万8,000円余の減額の6億6,437万8,000円余となりました。 次に、228ページをお願いします。 4款使用料及び手数料、4年度とほぼ変わらず、督促手数料52万2,000円余を収納いたしました。 次に、5款国庫支出金については、出産育児一時金の引き上げ、42万円が50万円に引き上げられたものに伴う財政支援として交付されたもので、11万2,000円の収入となっています。 次に、6款県支出金、4年度から1億2,581万8,000円の増額で、収入総額23億5,108万3,000円となっています。 これは主に、保険給付費に要する費用見込みにより、概算交付される1節普通交付金が前年度から1億2,236万4,000円の増額の22億9,074万6,000円の収入となったことによるものです。 ただし、この交付金は令和6年度精算となっており、5年度の医療費は約22億6,284万6,000円余と普通交付金を下回りましたので、差額である約2,790万円の返還を今議会の補正予算をお願いをしておりますので、よろしくお願いいたします。 2節特別交付金6,033万7,000円は、市町村の特別な事情に対し、その事情に考慮し交付されたもので、予防健康づくりや保険税の収納率向上など、保険者である市町村の取り組みや成果を点数づけし、交付金を配分する仕組みである保険者努力支援分や、結核性疾患等に係る療養給付費に係る特別調整交付金、医療費適正化等の取り組みに対する県繰入金などを含まれての交付金となっています。 次に、8款財産収入、基金積立の利子で56万1,000円余となっております。 次に、230ページ、10款繰入金は4年度から66万5,000円余の増額で、
--	---

	総額2億6,238万5,000円余を一般会計から繰り入れしていますが、5年度も赤字補填のための法定外繰入金はありません。繰入金については、制度に沿って適正に繰り入れしているものです。 次に、232ページ、11款繰越金4,788万7,000円余は、令和4年度決算剰余金です。 12款諸収入、前年度から357万6,000円余の減額で、収入総額420万5,000円余となっています。 以上、歳入予算現額34億2,285万1,000円に対し、収入済額33億3,113万6,000円余で決算を終えています。 ページ飛びますが、254ページをお願いします。 実質収支に関する調書で、歳入歳出差引額1,287万9,000円と、4年度に続いての黒字となっています。これを令和6年度への繰り越し措置として、今議会の補正予算でお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、決算審査特別委員会資料で説明いたします。 資料は決算審査特別委員会フォルダ内の特別会計実績報告書のフォルダの中の国民健康事業実績報告書の1ページをお願いいたします。 それでは、1. 国民健康保険事業特別会計の決算状況については、1ページの下段に記載しておりますが、令和5年度の黒字決算は、県支出金のうち普通交付金が過大に交付されたことによるものであり、保険給付費に見合う額が概算交付されますが、2,700万円ほど過大に交付されたためです。 この普通交付金が保険給付費と同額交付されたとすると、約1,400万円の歳入不足となる見込みでした。歳入不足の要因は、国保税が約3,700万円の減収となったことによるものと考えております。その他ご確認いただければと思います。 2ページをお願いします。 2. 国保世帯・被保険者の状況は、4年度と比較すると加入世帯数は102世帯減少、被保険者数は292人減少、75歳以上の人口は253人増加と、75歳以上の後期高齢者医療へ移行したことから、被保険者数は減少となりました。 3ページ目の3. 医療費の状況につきましては、決算でも説明しましたように、5年度は入院医療費及び入院外ともに増額しております。特に入院医療費の増額が著しく、令和2年度とほぼ同水準となっています。 4ページ目をお願いします。 4. 保険給付等の状況と5. 国保税の状況については、決算書で主な説明をしましたので省きます。 5ページ、6. レセプト点検の実績、7. ジェネリック医薬品の使用促進は記載のとおりであり、医療費適正化の取り組みとして、今後も継続して取り組みを行います。 続いて6ページ、8. 徴収金等の状況です。 交通事故などによる第三者行為と資格喪失後、受診の医療費返還を計上しております。医療費返還につきましては、受診者に直接請求事務を行っていましたが、令和元年度から取り組んでいる保険者間調整により、確実な返還に結びつけることができています。今後も継続して取り組みます。 9. 特定健診・特定保健指導につきましては、一般会計の中で説明したとおりですので省きますが、引き続き、受診率向上対策に努めていきます。 7ページ目の10. 重症化予防の取り組み、及び次ページの11. 健康寿命の延伸に視点を置いた各種事業の推進につきましても、一般会計の中で説明したとおりであり、個別保健指導、各教室の開催を通じ、生活習慣病の重症化予防に対する取り組
--	--

	みや健康づくりの普及推進を継続して行っていきます。 9ページ目、12. 保険者努力支援制度については、医療費適正化や保健事業等に対する取り組みを評価し、基準を達成した保険者に対して交付金が交付され、インセンティブの仕組みを導入することで、保険者機能の強化を図り、国保の財政基盤を強化することも狙いとなっている制度であり、平成30年度から本格実施されているものです。 本町につきましては、職員はじめスタッフの頑張りで、県、全国の得点率を上回っています。 前年度と比較してポイントが減少した主な指標は、共通指標（6）の後発医薬品の促進の取組・使用割合となりますが、今回の評価対象が令和3年度の後発医薬品の使用割合80%を達成していますが、令和2年度の実績値からの向上がなかったために30ポイントを獲得できなかったことが大きな要因となっております。 最後に10ページです。 13. 当面の課題と14. 具体的措置についてです。 重複しますが、5年度も黒字決算となりました。しかしながら、これは普通交付金が過大に交付されたことが要因であり、これがなければ歳入不足となるところでした。 また、歳入の大部分を占める保険税についても、被保険者の減少により、同じ賦課状況であれば、減少が見込まれます。診療報酬改定による医療費への影響や、国保税の県内統一への取り組みが図られるなど、予断を許さない状況です。 そのため、引き続き今後の見通しを立て、基金の使途を含め国保財政運営については、十分な研究と協議を重ねるとともに、安定し継続した取り組みを進めていきたいと考えております。 あわせて、具体的措置や内容に変わりありませんが、一気に成果が出ることはなく、地道な取り組みで徐々に成果が出てくると思っておりますので、引き続き健診受診勧奨対策、重症化予防対策、医療費抑制対策等を行い、平成29年度より行っている一般会計からの赤字補填以外の法定外繰入の内容についても精査しながら、安定した国保財政運営に向けた取り組みを進めていきますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で、令和5年度国民健康保険事業特別会計決算及び実績報告書の説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	実績報告書の5ページの5. 国民健康保険税の状況で、収納率が現年分0.31%、滞納分0.73%減額になっていますが、この要因は何でしょうか。
委員長	健康課長
健康課長	令和5年度については、コロナ禍の中で前年度まではコロナに係る減免措置があったという部分があり、そういった中で収納率は上がっていたという部分がありましたが、令和5年度については減免措置がなくなっておりますので、そういった部分で若干の収納率が落ちたというところは考えられるかなというところを考えております。 以上です。
委員長	木村委員
木村委員	先ほど説明されました10ページの当面の課題のところでは、中段下、今後も被保険者が減少することから国保税が減収となることが見込まれ

	るが、歳入不足となるときは基金を活用しながらとなっております。この基金を活用する年度といたしますか、時期はいつ頃を予定されているのか伺います。
委 員 長	健康課長
健康課長	基金を取り崩す時期ということでございますが、実際、令和6年度の予算の時点で基金を取り崩さないと予算が編成できないという状況になっておりますので、令和6年の時点で基金を取り崩して予算を編成している状況でございます。 以上です。
委 員 長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
委 員 長	これで質疑を終わります。 これから、認定第2号「令和5年度筑前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 認定第2号は認定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
委 員 長	挙手多数です。 したがって、認定第2号は認定すべきものと決定しました。
委 員 長	認定第3号「令和5年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	国保に引き続き健康課です。 よろしくお願いいたします。 令和5年度後期高齢者医療特別会計決算及び実績報告書について、決算書からご説明いたします。 決算書282ページをお願いします。 歳出からご説明いたします。 1款1項1目一般管理費、4年度から73万9,000円余の減額で、歳出総額320万4,000円余です。主な支出は、11節役務費248万4,000円余で、後期高齢者医療被保険者証の通信運搬費です。また、12節委託料について、令和5年度から心電図と眼底を健診追加項目としたことから、54万8,000円余の増額となっています。 1款2項1目徴収費、令和4年度から9万2,000円余の増額の歳出総額72万4,000円余で、主な支出は11節役務費の59万6,000円余で、これは納付書発送による通信運搬費です。 2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、4年度から主に被保険者数の増加及び医療費の増加に伴う保険料負担金の増額で、2,746万8,000円余の増額の歳出総額4億6,865万9,000円余を支出しました。 3款1項償還金及び還付加算金、4年度から6万7,000余の増額で、歳出総額46万8,000円余を支出しています。 次に、284ページをお願いします。 4款1項1目予備費、こちらからは予備費の充用はありません。一番下の欄にあります予算現額4億8,169万2,000円に対し、支出済額4億7,305万7,000円余で歳出決算を終えています。

	次に、歳入です。戻っていただき、276ページをお願いします。 1 款後期高齢者医療保険料です。被保険者数の増、保険料改定により、4年度から2,036万6,000円余の増額で、収入総額3億5,333万1,000円余となりました。 1 目特別徴収保険料は、4年度から1,120万3,000円の増額で、2億2,944万4,000円余となり、収入額が調定額を上回り、収入未済額55万9,000円余となっていますが、これは還付未済額です。 2 目普通徴収保険料は、4年度から916万3,000円余の増額で、1億2,388万6,000円余となりました。 2 款使用料及び手数料、2 目督促手数料、4年度から2万5,000円余増の10万9,000円となりました。 次に、278ページをお願いします。 5 款繰入金、1 目事務費繰入金、4年度から395万1,000円余の増額で、1,660万1,000円余を繰り入れしています。主な増額の要因は、広域連合負担分258万8,000円余、町負担分事務費が135万5,000円余増額したことによるものです。 2 目保険基盤安定繰入金は、算定の一つである軽減対象被保険者数の増加により、4年度から594万7,000円余の増額で、1億308万4,000円余を繰り入れ措置しています。 6 款繰越金、4年度から15万7,000余の減額の152万1,000円余を4年度から繰り越しています。 7 款諸収入、14年度から191万9,000円余の減額の125万6,000円余を収入しており、減額の主な要因は決算書280ページ、5項雑入114万3,000円余で、令和4年度においては保険証を2回送付する事務費の交付金157万4,000円等がありましたが、その分の減額によるものです。 一番下の欄、歳入予算現額4億8,169万2,000円に対し、収入済額4億7,590万4,000円余で決算を終えています。 決算書286ページをお願いします。 実質収支に関する調書で、歳入歳出差引額284万6,000円となっており、これを令和6年度への繰り越し措置として、今議会の補正予算でお願いしております。 よろしくお願いいたします。 続きまして、決算審査特別委員会資料で説明いたします。 決算審査特別委員会フォルダ内の特別会計実績報告書の中の後期高齢者医療事業実績報告書をお願いいたします。 1 ページになります。 1. 決算の状況は、先ほど説明いたしましたので省略いたします。 2. 被保険者の状況ですが、増加傾向であり、令和4年度からの報告から231人増加の4,890人となっています。 2 ページをお願いします。 3. 後期高齢者医療の医療費の状況です。確定している4年度分までを掲載しております。被保険者1人あたりの医療費は、福岡県においては、令和4年度、全国一位となっており、この中で本町は平成27年度から上位10位以内に入っており、県平均を上回っている状況です。前年度と変わらず入院費が大きく、医療費削減に向けた取り組みに努めていき、引き続き、後期高齢者の集団健診を実施し、早期発見、早期治療で重症化予防、医療費抑制、健康づくりに努めるとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組み、高齢者の健康増進を推進していき
--	--

	ます。 4. 後期高齢者医療保険料の状況です。保険料収納額は決算で説明したとおりですが、収納率は5年分で4年度から0.05%減の99.70%、県平均99.38%は超えております。今後も引き続き収納向上対策に努めていきます。 5. 重点施策は、ホームページ、広報紙への掲載、窓口でのリーフレット配布等、出前講座などの取り組みなど、広報周知活動に努めております。 3ページです。 不納欠損につきましては、不納欠損事由に該当するものについて適切に事務処理を行い、記載のとおり合計2件、5万1,000円余を不納欠損処理しております。 以上で、令和5年度後期高齢者医療特別会計決算及び実績報告書の説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
委員長	これで質疑を終わります。 これから、認定第3号「令和5年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 認定第3号は認定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、認定第3号は認定すべきものと決定しました。
委員長	認定第4号「令和5年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	人権・同和対策室より、筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算について説明をさせていただきます。 まず、歳出につきまして、事項別明細書で説明をさせていただきます。 タブレット決算書フォルダにある決算書の266ページをお開きください。 1款1項1目一般管理費、予算現額2,147万3,000円、支出済額2,115万1,000円余です。 一般管理費は、収納対策のアドバイザーの謝金、事務にかかる経費、弁護士相談の委託料、事務に従事した職員の給与の一部を繰り出した金額になります。 次に、歳入のほうの説明をさせていただきます。 同じく、タブレット262ページにお戻りください。 1款1項2目償還推進助成事業補助金です。回収困難となった未回収分を含む事務費の助成として、181万2,000円の収入でございます。 4款の繰越金は、令和4年度からの繰越金で、収入済額は2,339万2,000円余です。 5款諸収入です。2項貸付金元利収入は、債務者からの返済金です。貸し付け種別に目を設け、受け入れております。 1目が住宅の新築資金、2目が住宅の改修資金、3目が住宅の取得資金、4目が県

	の住宅改修の資金です。 合計で調定額1億201万9,000円余に対し、収入済額253万7,000円余、収入未済額が9,948万1,000円余となっております。 収入済額の歳入の合計といたしましては、2,774万2,000円余です。 次に、決算書タブレット268ページをお開きください。 実質収支に関する調書になります。 歳入総額2,774万2,000円、歳出総額2,115万2,000円、差し引き659万円で、実質収支額は同額の659万円です。 次に、タブレット決算審査特別委員会フォルダの中にあります、特別会計実績報告書フォルダの中にあります令和5年度分の住新特会実績報告書をお開きください。 令和5年度筑前町住宅新築資金等貸付事業の特別会計の実績報告です。 住宅新築資金等貸付事業は、実体的な差別の解消を目指した環境改善対策として貸付事業が行われ、筑前町では昭和42年から平成4年までに、住宅の新築、改修、土地の取得について655件の貸し付けが行われています。 2の令和5年特別会計の決算状況につきましては、先ほど決算書で説明したとおりでございます。 3の貸付金の滞納件数につきましては、現在、債務者の高齢化や疾病による生活の困窮、経済変動による生活の困窮、債務者や保証人の死亡などにより、令和5年度末の貸付金の滞納件数は50件となっております。 令和5年度の貸付金の徴収状況につきましては、報告書の4に記載しているとおりです。 先ほど、決算書でも説明させていただきましたが、合計で調定額1億201万9,000円余に対し、収入済額253万7,000円余、収入未済額9,948万1,000円余、徴収率は2.49%です。 令和5年度は、退職や体調不良などによる収入減で分納計画額の変更もあったが、個別ごとに訪問や面談を重ね、収納対策アドバイザーの助言を得ながら、家計相談や資産確認、相続に伴う手続きなどの支援を行い、1件が完納となっております。 また、死亡や低所得等により回収困難となったケースについて、県や弁護士に相談をし、償還推進助成制度への申請を行い2件の認定を受けたところでございます。今後についても各ケースにおける状況確認や調査、整理を行い、納付額の見直しや相続人への支援など、積極的に解決に向け取り組んでいきたいと考えています。 以上で説明を終わります。 よろしく申し上げます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	先ほど説明の中で、保証人が死亡されたケースとかがあるということでしたが、保証人の方が亡くなった場合、新しく保証人をつけていただいているのでしょうか、お尋ねします。
委員長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	連帯保証人が死亡された場合について、新しい保証人などの追加は行っていません。 以上です。
委員長	河内委員
河内委員	あと50件、まだ滞納が残っているわけですが、この50件の中に保証人がついていないケースは何件あるのでしょうか。

委 員 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 初めはもちろん保証人がついているのですが、そのうち死亡などにより今16件の方がもう保証人がついていない状況になっております。 以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	最後です。 16件は回収可能とお考えでしょうか。
委 員 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 一応、借り受けられた方、その方、また、その相続人に対して償還の推進を努めていきたいと思っております。 以上です。
委 員 長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
委 員 長	これで質疑を終わります。 これから、認定第4号「令和5年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 認定第4号は認定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
委 員 長	挙手多数です。 したがって、認定第4号は認定すべきものと決定しました。
委 員 長	認定第5号「令和5年度筑前町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	都市計画課でございます。 令和5年度工業用地造成事業特別会計決算についてご説明いたします。 決算書フォルダ、R5年度筑前町歳入歳出決算書をお願いします。 決算書296ページです。 事項別明細書でご説明いたします。 歳出です。 1款1項1目工業用地造成事業費、支出済額4,728万5,000円余、令和4年度から4,286万6,000円余の増額です。主な増額要因は、12節委託料及び14節工事請負費の増によるもの。12節委託料のうち、四三嶋工業団地修正設計業務委託料1,617万円は、四三嶋工業団地残3区画の一体的造成のため、平成21年度に実施した四三嶋工業団地基本設計を修正したものです。 また、筑前町工業用地適地調査業務委託料493万4,000円余は、四三嶋工業団地に続く第2の公的団地整備について検討するために実施した各種調査業務、四三嶋地区区域指定申請業務委託料47万3,000円は、四三嶋工業団地内の基準不適合土壌埋め戻し区域について、土壌汚染対策法による区域指定申請を行ったものです。 14節工事請負費のうち、四三嶋工業団地竹林伐採工事2,396万1,000円

	余は、四三嶋工業団地残区画造成工事の前段階として、町所有の山林部分の竹を伐採、抜根したものです。 2款予備費は支出予定がなかったため全額不用額とし、次年度に繰り越します。 以上、歳出合計4,728万5,000円余です。 続いて、歳入です。 ページ戻りまして、294ページをお願いします。 1款1項1目一般会計繰入金、令和年度から4,088万2,000円増の4,540万7,000円を一般会計から繰り入れております。 2款1項1目工業用地造成事業費県補助金、四三嶋工業団地修正設計業務と筑前町工業用地適地調査業務に対する県補助金1,055万2,000円、事業費の2分の1が補助対象です。 4款1項1目繰越金46万9,000円余は、前年度決算剰余金です。 以上、歳入合計5,642万8,000円余です。 298ページをお願いします。 実質収支に関する調書です。 歳入総額5,642万9,000円、歳出総額4,728万6,000円、歳入歳出差引額914万3,000円は、決算ご承認後、令和6年度へ繰り越します。 続いて、決算審査特別委員会資料をご説明いたします。 フォルダ決算審査特別委員会、特別会計実績報告書、工業用地造成事業実績報告書をお願いします。 企業誘致施策の方向及び企業誘致の現状と課題についてご報告します。 デジタル化の進展に伴う半導体需要の高まりや、世界最大の半導体製造企業TSMCの熊本県進出により、半導体関連投資が相次いでいる中、福岡県は省エネ性能などに優れた最先端半導体の産業集積を目指し、令和4年産学官組織福岡県グリーンデバイス開發生産拠点協議会を設立しました。 また、半導体人材不足に対応するため、令和5年、福岡半導体リスクリングセンターを設立し、人材育成を強化、県内の競争力を高める取り組みを進めております。 県の企業誘致活動方針として、半導体産業は県の基幹産業である自動車産業への親和性が高く、また、設備投資が盛況なことから、能動的誘致活動の対象としており、新たな産業団地の整備に尽力しているところです。 本町におきましては、第2次総合計画の政策である「稼ぐ」の一つに、企業誘致の推進を掲げており、県の目指す企業立地の方向性を視野に入れながら、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、県の企業立地課と連携しながら情報収集を行っております。 四三嶋工業団地につきましては、現在2社に用地譲渡しており、残りの区画についても令和7年度引渡しに向け、現在、造成工事を進めているところです。また、第2の公的団地の構築に向け、検討を始めております。 ここで木村委員から事前質疑がありました第2の公的団地選定に向けての検討とあるが、見通しはというお尋ねについてお答えをします。 第2の公的団地選定にあたっては、大きく三つの課題があります。 一つは立地の問題、工業用地は生産活動に適した立地であることが重要です。特に交通アクセスの利便性が求められますが、現在8地区に絞って候補地の検討を行っております。 2つ目は財源の問題、土地の購入やインフラ整備にかかるコストは大きな課題です。近年企業が求める産業団地は20ヘクタール以上と大規模傾向にあり、町が直接整備するにはやはり負担が大きく、国等の補助は非常に魅力的なものです。折し
--	--

	も国の社会資本整備総合交付金による産業立地支援が総合経済対策として、昨年11月に閣議決定されました。その内容は、産業団地等に関連する都市インフラの整備について、事業費の40%を交付するもの。また、国家プロジェクトである半導体分野に関するものであれば、最大45%が交付されます。誘致企業の業種をどうするか選択するとともに、補助裏の財源、例えば起債などの活用を検討する必要があります。 三つ目は実施体制の問題、前述したとおり、近年、企業が求める産業団地は大規模傾向にあり、町単独による整備はノウハウ不足が否めません。現在、県が事業主体となり、県内各地域で産業団地の整備を実施しております。県と市町村が基本協定を締結した上で、県が団地整備や分譲を実施し、市町村は地元との調整やインフラ関係経費を負担するというものです。 最近でいうと久留米・うきは工業団地が記憶に新しいところですが、その手法は本町においても非常に有効であると捉えており、選択肢の一つとして検討しております。 以上、これらの課題を十分に検討し、あらゆる可能性を探りながら、第2の公的団地選定に臨んでいきたいと考えております。 以上で、工業団地造成事業特別会計の説明を終わります。 よろしくお願いします。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。
河内委員	河内委員
河内委員	決算書の1款1項1目13節ですが、工業団地は全部土地は買い上げたんじゃないかなと思うんですが、土地の賃借料が上がっています。これはどこなんでしょうか、お尋ねします。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えします。 四三嶋工業団地内の基準不適合土壤を埋め戻した区域の土地賃借料になります。 以上でございます。
委員長	木村委員
木村委員	ヤクルト工業団地でヤクルト進出はどのように今なっているのか、分かる限りで結構ですので、教えてください。
委員長	中野副町長
副町長	お答えいたします。 大変、ヤクルトの件については、皆さんに心配をおかけしていると思っております。再三、町長も東京に行くたびにヤクルトに寄られて状況の確認をされておりますが、なかなかいつというような明記したことを聞き出すことが難しいと。やっぱり大企業でございますので、株主総会、そういうので諮ってからでないと、なかなかそのような明言ができないということは察するところでございます。 今、ヤクルトと申し出をいたしております。そのような明記した文書が交わされればというふうなことで、今協議中でございます。 以上でございます。
委員長	ほかに質疑ございませんか。
柳委員	柳委員
柳委員	用途地域の見直しとか、農業振興策の見直しを行わなければならないということですが、用途地域の見直しにも時間がかかりますし、農業振興、要するに農業振興の対策の見直しをするめどは早急に立つんですか。それとも、どれくらいの時間がかかるんでしょうか。

委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えします。 企業誘致で立地するところはほとんど農振農用地となります。それを除外した後に開発許可等を取って造成して売渡しということになりますけども、大体2年ぐらいかかると。農振除外についても8か月ぐらいはかかるという見込みとなっております。 以上でございます。
委 員 長	柳委員
柳 委 員	用途地域というのは、先に工業用としての用途地域を設定するのか、工業用地として、要するに融資したらそこが用途地域になるのか、どちらを先にするんですか。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	まず、農振農用地を除外した上で、工場が立地した上でその後で用途地域を張るということになると思います。 以上でございます。
委 員 長	よろしいですか。 ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
委 員 長	これで質疑を終わります。 これから、認定第5号「令和5年度筑前町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 認定第5号は認定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
委 員 長	挙手全員です。 したがって、認定第5号は認定すべきものと決定しました。
委 員 長	認定第6号「令和5年度筑前町下水道事業会計決算の認定」を議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長
上下水道課長	上下水道課です。 よろしくお願いします。 それでは、令和5年度筑前町下水道事業会計決算書、実績報告書、成果と課題についてご説明いたします。説明においては、ページが前後しますことをご了承ください。 まず、筑前町下水道事業会計決算書、14ページをご覧ください。 最初に、令和5年度筑前町下水道事業報告書についてご説明いたします。 1、概況の(1)総括事項です。 本町は、平成25年度をもって面整備は概成しておりますが、宅地開発等に係る管路延伸や公共樹の設置を継続して推進しています。 また、施設の長寿命化対策として、令和4年度よりストックマネジメント事業を開始し、その他農業集落排水の広域化検討などを行っています。水洗化状況については、後ほどご説明いたします。 次に、経理の状況ですが、令和5年度収益的収支について、下から4行目、6,371万7,000円の純利益となっています。詳細については、後ほどご説明いたします。

	15ページの(2) 議会議決事項以降につきましては、お読み取りください。 16ページをご覧ください。 (5) その他重要事項、不課税収入の使途の特定についてです。次の17ページにかけて記載しておりますが、これは一般会計からの繰入金等に対し、納付消費税額を算出するため使途の特定を行ったものでございます。 18ページです。 2、工事(1) 建設工事の概況です。 21ページにかけて記載しています。 新築や開発等に伴う管路の延伸工事並びに公共樹設置工事を行っております。 21ページをご覧ください。 (2) 改良工事については、三輪中央浄化センター施設更新工事を令和5年度より着手しています。 3、業務の(1) 業務量です。 4行目の令和5年度の水洗化人口2万6,566人、前年度比405人増、6行目の水洗化率87.8%、前年度比0.5ポイント増、下から3行目の年間処理水量290万523立方メートル、その下の年間有収水量249万5,512立方メートルとなっています。 22ページです。 事業収入及び事業費に関する事項です。 事業収入として13億221万6,000円余に対し、事業費用12億3,849万9,000円余となり、差し引き6,371万6,000円余の収益となっています。いずれも税抜記載となっております。 23ページをご覧ください。 4、会計です。 (2)、(イ) の企業債ですが、本年度借入金6,290万円に対して、本年度償還高6億9,863万9,000円余となり、本年度末残高は75億5,142万7,000円余となっています。 24ページです。 キャッシュ・フロー計算書です。こちらについては、後ほどお読み取りいただきたいと思います。 29ページをご覧ください。 固定資産明細書です。まず、有形固定資産です。 これは、事業開始からこれまでに取得した各種資産に、令和5年度中において取得した資産を追加し、併せて減価償却分を算出した表となります。 左から5列目の年度末現在高は、今年度分を加算し、250億6,926万4,000円余となりました。右側2列目の減価償却累計を差し引き、一番右側の年度末償却未済額209億4,004万6,000円余となり、貸借対照表の有形固定資産に計上しています。 次に、無形固定資産は、流域下水道施設利用権として1,560万5,000円余増加し、年度末現在高は5億9,523万5,000円余となっております。 30ページをご覧ください。 企業債明細書です。 37ページにかけて記載しております。 償還済分を除き、これまでの年度ごとの借入額に対し、償還済額及び未償還額等を記載しています。 37ページをご覧ください。
--	---

	一番下の行に発行総額168億4,872万円に対して、償還高累計は92億9,729万2,000円余、未償還残高は75億5,142万7,000円余となります。 38ページをご覧ください。 基金運用調書です。 令和5年度中の増減は利息のみであり、令和5年度末残高は5,170万円余となっております。 戻りまして、4ページをご覧ください。このページの詳細については、40ページ以降の附属書類として記載していますので、併せてご覧ください。金額は税込額となっております。 収益的収入の決算額13億4,837万2,000円余に対し、収益的支出の決算額は12億8,047万1,000円余となりました。 収入内訳として、40ページをご覧ください。 営業収益は5億3,753万9,000円余であり、内訳としては、使用料5億865万8,000円余、前回決算時と比較して727万6,000円余増加となっております。開発等による加入者増が主な要因と思われます。 他会計負担金2,779万9,000円余などです。 営業外収益は8億1,027万3,000円余となり、他会計補助金7,646万7,000円余、前回と比較して1,992万1,000円余増加しております。これは基準内の他会計負担金が減額となったことなどにより、基準外の他会計補助金が増加したものです。 他会計負担金4億715万4,000円余、前回と比較し1,547万円余の減額となります。これは主に分流式下水道に係る経費などが減額となったことによるものです。 長期前受金戻入3億2,638万7,000円余となっております。 特別利益については、55万9,000円余の決算額となっております。令和4年度は、流域下水道維持管理負担金の返還金があったことにより、今回は減額となっております。 41ページをご覧ください。 支出となります。 営業費用11億2,181万円余です。まず、管渠費として4,157万4,000円余となっております。埋設した下水道管やマンホール・マンホールポンプに係る修繕や点検委託、電気料等の維持管理費用となります。舗装・補修等が少なかったことなどにより、前回決算より796万4,000円余減額となっています。 次に、処理場費として1億5,971万9,000円余となっております。 高田・上高場・栗田にある処理場運転に伴う修繕や、管理委託費、電気料、薬品購入等の維持管理費用となります。こちらについては、修繕計画箇所の工事規模が小さかったことや、電気代が見込みより安価となったことなどにより、前回より1,114万8,000円余減額となっています。 総係費は7,239万3,000円余です。 42ページです。 内訳としては、人件費や郵便料、企業会計支援、各種計画策定、システム委託費やリース料、両筑衛生施設組合の負担金などです。流域下水道基本設計や汚水処理構想見直し等の業務を実施したことなどにより、前回より1,479万5,000円余増額となっております。 なお、不用額が大きい維持管理費用の項目については、不測の事態に対応するた
--	---

	め、一定額確保していたものであることを申し添えます。 次に、流域下水道維持管理負担金は1億7,598万9,000円余となっております。水量増加により、前回より579万5,000円余増額となっております。 減価償却費として6億7,213万3,000円余となりました。 43ページです。 営業外費用は1億5,855万6,000円余です。 企業債利息は1億5,269万8,000円余で、前回より1,363万8,000円余減額となっております。 消費税は585万7,000円余で、前回より304万6,000円減額となっております。 戻りまして、5ページをご覧ください。 資本的収入及び支出となります。金額は税込みです。 収入の決算額4億6,049万3,000円余に対し、支出は7億9,501万3,000円余となっております。 下の枠外をご覧ください。 不足額3億3,451万9,000円余は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額418万4,000円余、過年度分損益勘定留保資金6,518万8,000円余、当年度分損益勘定留保資金2億6,514万7,000円余で補填しております。 内訳として44ページをお開きください。 資本的収入ですが、建設改良企業債6,290万円、他会計出資金2億9,172万4,000円、国庫補助金1,105万5,000円、他会計負担金7,064万3,000円余、受益者負担金2,417万1,000円余となっております。 受益者分担金は、農集地区での申告がなかったためゼロとなっております。 建設改良企業債、国庫補助金、受益者負担金及び分担金については、主に事業量及び申請数による増減となります。 支出でございます。 内訳は45ページです。 この支出のうち、企業債償還金以外は全て資産に振り替え、減価償却することになります。 建設改良費の施設整備費7,920万8,000円余は、さきの18から21ページに記載している工事請負費やそれに係る人件費となります。工事量の増加などにより、前回より540万7,000円余増額となっております。 流域下水道建設費負担金1,716万5,000円は、県が行う工事負担金として、また、企業債償還金では6億9,863万9,000円余を支出しています。企業債償還金については、前回より333万1,000円余減額となっております。今後も減少傾向が継続することとなります。 続きまして、財務諸表について説明しますので、6ページをご覧ください。 損益計算書となります。 令和5年度中の収益と費用について記載したものであり、消費税抜きの表示となっております。 1、営業収益から2、営業費用を差し引くと5億9,322万7,000円余の営業損失、3、営業外収益から4、営業外費用を差し引くと6億5,651万2,000円余の利益。 7ページをご覧ください。 5、特別利益から6、特別損失を差し引くと43万1,000円余の利益、合計す
--	--

	ると、当年度純利益6,371万6,000円余となり、当年度未処分利益剰余金も同額となります。 8ページをご覧ください。 剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）です。 事業開始からこれまでに得た資本金及び資本利益剰余金となります。 当年度変動額を見ると、左から2列目の資本金の列6行目に出資金2億9,172万4,000円、右から4列目、未処分利益剰余金として6,371万6,000円余となっており、資本合計の当年度末残高は32億2,802万円余となっております。 剰余金処分計算書（案）では、令和3年度より出資金を繰り入れたことで、資本金は増加しておりますが、資本剰余金は令和4年度末からの変動はなく、未処分利益剰余金は減債積立とするものです。 9ページです。 貸借対照表になります。 令和5年度末時点での資産、負債、資本の状況を表しております。 まず、資産の部です。 1、固定資産の有形固定資産合計は209億4,004万6,000円余となっております。 次に、無形固定資産、施設利用権ですが、5億9,523万5,000円余、宝満川上流流域下水道の施設利用に関するものです。 10ページです。 固定資産合計で215億8,698万2,000円余となっております。 次に、流動資産合計は6億389万8,000円余となっております。資産合計は221億9,088万円余となっております。 11ページです。 負債の部となります。 3、固定負債の合計は68億4,654万2,000円余で、企業債未償還額です。 4、流動負債の合計は8億7,372万6,000円余であり、この企業債は令和6年度償還予定額として、未払金は流域下水道維持管理負担金や納付消費税等となっております。 12ページです。 負債合計は189億6,286万円余となっております。 この合計額のうち5、繰延収益は、現金を伴わない会計上の負債で、3、4の固定及び流動負債が実質の負債となります。 続いて資本の部です。 6、資本金の合計は26億6,931万1,000円余であり、令和5年度にも出資金を繰り入れたことで増加しております。 7、剰余金です。 1、資本剰余金の合計1億8,717万2,000円余は、昨年度から変更ありません。 2、利益剰余金の合計は、令和5年度の純利益6,371万6,000円余を加算し、3億7,153万6,000円余となりました。 負債資本の合計額は221億9,088万円余となり、資産合計額と同額となります。 次に、令和5年度筑前町下水道事業実績報告書についてご説明いたします。 決算審査特別委員会フォルダの特別会計実績報告書フォルダの下水道事業、水道
--	---

	事業実績報告書ファイルをご覧ください。 重点施策の方向、具体的措置及び成果の1から4までは決算書内容と同様となりますので、省略させていただきます。 3ページをご覧ください。 5. 浄化槽維持管理費補助金交付です。 下水道計画区域外の一般住宅に設置された合併浄化槽に対して維持管理補助金を交付するもので、令和5年度の交付件数は42件、補助金額81万5,000円です。 6. 受益者負担金・分担金の収納状況です。公共は負担金、農集は分担金となります。 現年度分です。公共の収入未済額87万4,000円余、収納率は96.38%、農集は新規申請がありませんでした。 4ページです。 滞納分です。公共の収入未済額は86万7,000円余、収納率2.05%です。農集の収入未済額はありません。 次に、7. 使用料の状況です。現年度分公共は、収入未済額1,191万8,000円余、収納率は97.43%、農集の収入未済額134万4,000円余、収納率は97.03%となり、収納率は横ばいとなっております。 滞納分公共の収入未済額は2,551万3,000円余、収納率は18.11%です。農集の収入未済額は308万3,000円余、収納率は18.91%です。 収納率向上の対策として、分納誓約、実態調査、預金給与調査、差し押え等を行いながら対策を行っています。今後も関係課と連携し、情報共有しながら、収納率向上に取り組むと考えております。 8. 不納欠損です。 公共の受益者負担金は1件、5万8,000円、使用料は59件、213万2,000円余となっており、農集の使用料12件、45万4,000円余となっています。 6ページに不納欠損の事由別明細を記載しておりますが、主たる要因は時効によるものです。 5ページをご覧ください。 9. 地方債現在高の状況ですが、先ほどの決算書の説明と同様となりますので、省略させていただきます。 最後に、将来の課題を挙げております。災害対策ですが、雨水対策の一環として、令和6年度より雨水管理方針を策定しています。 経営の健全化につきましては、下水道の経営戦略改訂を今年度実施予定としております。また、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化対策として三輪中央浄化センターの更新工事に着手しています。 上水道普及に伴う使用料設定の研究につきましては、従量制による料金設定の検討を行います。 下水道の広域化につきましては、農業集落排水施設の宝満川上流流域下水道への編入について具体的な取り組みを進めてまいります。 以上で、下水道事業会計決算書の説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
委員長	質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 これから、認定第6号「令和5年度筑前町下水道事業会計決算の認定について」を

	採決します。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 認定第6号は認定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、認定第6号は認定すべきものと決定しました。
休憩	
委員長	ここで休憩いたします。 11時30分から再開します。 (11:23)
再開	
委員長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (11:30)
委員長	認定第7号「令和5年度筑前町水道事業会計決算の認定」を議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長
上下水道課長	それでは、令和5年度筑前町水道事業会計決算、実績報告、主要施策の成果と課題についてご説明いたします。説明につきましては、ページが前後しますことをご了承ください。 まず、筑前町水道事業会計決算書12ページをご覧ください。 最初に、令和5年度筑前町水道事業報告書についてご説明いたします。 1、概況の(1)総括事項となります。 本町は、平成17年度から、創設事業に着手、平成21年7月より一部給水開始し、平成30年度をもって一部地域を除き完了しており、現在、町発注の工事は少なくなっておりますが、民間開発は活発に行われております。今後も引き続き安全安心な水道水を供給していきます。 給水状況につきましては、後ほどご説明いたします。 次に、経理の状況ですが、令和5年度の収支は下から7行目となりますが、3,053万9,000円の純利益となっています。主な要因としては、普及率が増加したことによるものと考えられます。 一方、施設も10年以上経過し、修繕費や動力費、受水費等の費用、併せて企業債償還額の増加が見込まれるため、今後も健全経営に努めてまいります。 詳細については、後ほどご説明いたします。 13ページの議会議決事項等につきましては、お読み取りいただきたいと思います。ですが、(5)その他重要事項、不課税収入の用途の特定については、納付消費税を算出するために用途の特定を行っております。 15ページです。 3、業務(1)業務量です。 1行目、令和5年度末給水人口は2万811人、前年度比927人増、3行目、普及率68.3%、前年度比2.5ポイントの増です。 5行目、年間配水量137万7,604立方メートル、前年度比3.5%増となっています。 下から5行目、年間有収水量ですが、収入となった水量であり、126万7,734立方メートル、前年度比3.94%増となっております。

	次に、供給単価、給水原価です。 1立方メートルあたりの供給単価249円、給水原価320.06円となっております。いずれも前年度より低くなっております。 16ページをご覧ください。 (2) 事業収入、(3) 事業費に関する事項です。 事業収入合計4億9,602万6,000円余に対し、事業費合計4億6,548万7,000円余となっております。いずれも税抜きとなっております。 17ページをご覧ください。 4、会計です。 重要契約の要旨、工事契約については、1件記載のとおり工事を実施しており、委託契約についてはございません。 2、企業債及び一時借入金の概況です。 企業債につきましては、企業債明細書にてご説明いたします。一時借入金については、該当ありません。 18ページです。 キャッシュ・フロー計算書ですが、こちらについては後ほどお読み取りいただきたいと思います。 22ページをご覧ください。 固定資産明細書です。 これは事業開始からこれまで取得した資産に当該年度中に取得した資産を追加し、併せて減価償却分を算出した表となります。 有形固定資産の表、左から5列目、今年度分を追加した年度末現在高合計は76億102万5,000円余となり、この額から右から2列目の累計を差し引くと、右下の年度末償却未済額合計は55億4,101万8,000円余となり、貸借対照表、固定資産合計に計上した額となります。 23ページをご覧ください。 企業債明細書です。 事業開始からこれまでに借り入れた額となります。当年度の借り入れはございません。 3列目の発行総額28億4,100万円に対して、5列目の償還高累計7億4,073万9,000円余となり、右側の未償還残高は21億26万円余となっております。 戻りまして、4ページをご覧ください。 収益的収入決算額は5億3,019万5,000円余に対し、収益的支出決算額は4億9,956万8,000円余となりました。 内訳としましては、飛びますが、26ページをご覧ください。 まず、収益のほうです。 営業収益、給水収益の水道料金は3億4,717万4,000円余、前回決算時と比較して、加入者増等により1,265万7,000円余の増です。その他営業収益の加入金は2,913万9,000円、前回と比較して108万9,000円の増となりました。 営業外収益の他会計補助金は9,245万4,000円余、前回と比較して702万円の減となりました。主な要因は、高料金対策経費が減少したことによるものです。 長期前受金戻入は、5,974万2,000円余となりました。 27ページをご覧ください。
--	--

	費用です。 営業費用、原水及び浄水費の受水費は1億3,083万4,000円余、負担金3,856万4,000円余となっています。 受水費は、水道水購入費として支払っておりますが、使用水量増加と基本料金特例の改正により、前回より549万5,000円余増額となっています。 負担金は、県南広域水道企業団による第2期拡張事業負担金です。 配水及び給水費は2,615万5,000円余となっており、配水地から各家庭へ供給するためにかかる費用であり、施設の維持管理に要する機械等の修繕や委託、電気料などが挙げられます。修繕箇所の規模が比較的小さかったこと、電気代が当初見込みより安価であったことなどの理由により、前回より397万7,000円余減額となっています。 総係費は7,206万円余であり、人件費のほかに納付書の発送やシステムのリース、水質検査や検針業務委託料となっています。令和5年度は水需要予測業務や経営戦略の見直し業務等を実施したことにより、前回より836万4,000円余増加となっています。 28ページをご覧ください。 有形固定資産の減価償却費として1億7,903万3,000円余となっています。 営業外費用、企業債利息は3,538万円余、取引に伴い発生した消費税及び地方消費税の納付額として1,753万9,000円余納付しています。 企業債利息は前回と比べ172万7,000円余の減、消費税は57万7,000円余の増となっています。 戻りまして、5ページをご覧ください。 資本的収入及び支出となっております。 金額は税込み額となっております。 資本的収入の決算額ゼロ円に対し、支出は1億434万4,000円余となっております。戻りまして、その額がそのまま不足額となります。 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8万7,000円余、過年度分損益勘定留保資金1億425万7,000円余で補填しております。 内訳といたしまして、30ページをご覧ください。 収入です。 ゼロ予算に対してゼロ決算となっております。 31ページ、支出です。 建設改良費、施設整備費の工事費は45万円余、営業設備費の量水器は50万9,000円余、企業債償還金は1億338万4,000円余となり、工事費は民間開発の増経負担分、量水器は購入費、企業債償還金は企業債元金の償還となっております。企業債償還金については、前回より470万9,000円余増加しております。 続きまして、財務諸表についてご説明します。 戻りまして、6ページになります。 損益計算書です。 令和5年度中における収益と費用について記載したものであり、消費税を抜いた額となります。 まず、1、営業収益から2、営業費用を差し引くと、8,632万5,000円余の営業損失、3、営業外収益から4、営業外費用を差し引くと1億1,685万6,000円余の利益となっております。 次に、5、特別利益から6、特別損失を差し引くと7,000円余の利益となり、
--	---

	当年度純利益は3,053万9,000円余ですが、前年度繰越欠損金1,602万3,000円余を差し引き、1,451万5,000円余が当年度末処分利益剰余金となります。 7ページになります。 令和5年度の剰余金計算書及び剰余金処分計算書（案）です。 右から4列目の未処理欠損金1,602万3,000円余から、右から3列目、今年度発生した未処分利益剰余金3,053万9,000円余を差し引き、右から2列目、利益剰余金合計1,451万5,000円余となっています。剰余金処分計算書（案）では、1,451万5,000円余を将来の施設更新費となる建設改良費として積み立てるものです。 8ページ、貸借対照表です。 令和5年度末時点での資産、負債、資本の状況を表しております。 資産の部です。 1、固定資産の合計は55億4,101万8,000円余、2、流動資産の合計は6億1,732万7,000円余となっており、料金収入が増加したことなどで現金預金も増加しております。 未収金の主なものは、水道料金と加入金となっております。 資産合計は61億5,834万5,000円余です。 9ページです。 負債の部です。 3、固定負債合計19億9,297万2,000円余は、企業債未償還額です。 4、流動負債の合計は1億3,230万5,000円余です。この企業債は、令和6年度償還予定額として、未払金は県南広域水道企業団への受水費や確定消費税などです。 負債合計37億9,690万2,000円余です。 負債のうち、繰延収益は現金を伴わない会計上の負債であり、3、4の固定及び流動負債が実質の負債となります。 続いて、資本の部です。 資本金の合計は21億8,702万4,000円余で、出資金の額となります。 7、剰余金の資本剰余金1億5,990万2,000円余は、資本金と同様で前年度と同額です。 利益剰余金合計1,451万5,000円余は、7ページの利益剰余金処分計算書（案）の額となります。 負債、資本の合計額は61億5,834万5,000円余となり、資産合計額と同額となります。 次に、令和5年度筑前町水道事業実績報告書についてご説明いたします。 決算審査特別委員会フォルダ、特別会計実績報告書フォルダの下水道事業、水道事業実績報告書ファイルをご覧ください。 主要施策の方向、具体的措置及び成果の1から3につきましては、先ほどの決算書での説明と重複しますので、省略させていただきます。 8ページです。 一番下の4、加入金及び使用料の収納状況ですが、詳細は9ページをご覧ください。 まず、加入金です。 現年分加入金は、調定額に対して収入未済額が発生し、収納率は97.96%となっております。これは納付日が年度を超えたことによるもので、工事着手は加入金
--	---

	納付後となっておりますので、実質の滞納はございません。過年度分の収入未済額はありません。 次に、使用料です。 現年分収入未済額424万9,000円余、収納率98.78%、過年度分収入未済額62万円余、収納率80.31%となっており、若干であります但し収納率が下がっております。 この収納率の要因としては、収入が少ないなどの理由で料金を支払えない方がおられること、無届け転出、転出時精算分の未払いなどが考えられます。今後も引き続き、電話や面会等により支払いを促し、場合によっては停水などを実施し、厳しい措置を実施しながら今後も継続して対処していきたいと考えております。 最後に将来の課題となりますが、安心安全な水道水の安定供給につきましては、今後も引き続き施設の適切な維持管理に努めます。 水道事業の加入率向上につきましては、民間開発での協議やさらなる周知広報を行っていききたいと思います。 内線部工事未接続者の解消につきましては、該当者に対して接続推進することと併せて、下水道費用の返還を記載した書類を送付するなど、その他電話や訪問等の対応を行います。 使用料の滞納対策については、これまでどおり通知や個別連絡を行い、時には停水等の厳しい対策により、滞納解消に努めてまいります。 水道事業の健全化につきましては、令和5年度改定した水道事業の経営戦略について定期的な見直しを図りながら、経営の安定化を図っていきます。 以上で、水道事業会計決算等の説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 石橋委員
石橋委員	2点質問をさせていただきます。 決算書の15ページの有収率が92%ということで例年よりも0.4%上がっておりますけれども、今後これを上げていかなくてはいけないと思っているのですけれども、有収率を上げるためにどういう取り組みをされていらっしゃるのかということと、もう1点は決算書の31ページの建設改良費で予算額が214万5,000円、決算額が96万267円、不用額が118万4,733円ということでもありますけれども、この説明をお願いいたします。
委員長	上下水道課長
上下水道課長	まず、有収率についてですけれども、現在も水が無駄にしないような取り組みを行っているのですけれども、必要最小限、例えば漏水とか消防水利、末端の管渠での水質浄化のための捨て水といいますか、そういったものは最低限というか、それで努力しておりますので、ちょっとこれ以上、有収率を向上という方法はちょっと思いつかないような状況でございます。 それと決算書の建設改良費の説明ということですが、それぞれの項目について説明させていただきますと、施設整備費の工事費、これにつきましては民間開発に伴う増経負担分といいまして、民間が水道管を入れるのに対してもうちょっと大きいのを入れてくださいということで差額を負担するという内容でございます、営業設備費の量水器につきましては毎年メーター交換を行っているのですが、その購入費となっております。 以上で終わります。
委員長	石橋委員
石橋委員	そしたら、不用額が118万4,733円で50%までは行ってませんけれども、

	これはある程度高く評価したということなんでしょうか。
委 員 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 工事費につきまして毎年ちょっと件数が分からないもので100万円の頭出しとさせていただいてまして、昨年度はたしかゼロだったんじゃないかなと思いますので、結果、1件あったのでこういう状況になっております。 以上です。
委 員 長	よろしいですか。 ほかに質疑ございませんか。 柳委員
柳 委 員	関係の質問ですけれども、工業団地ができますし、それから食肉センターとか決定されてますけれども、主管からの関係、これは十分に取られるのかなと思って、水量がやっぱり有収量をかなり使うと思うので、そこら辺がちょっと気にかかっているんで、大丈夫なのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。
委 員 長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 企業誘致関連の水道の施設についてなんですが、来られる企業さんがたくさん水量を使われるということになりますので、今後については水道施設の改良について今後検討する必要がありますし、今年度、実際、水量の変更認可申請というのを予定しております。 以上です。
委 員 長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
委 員 長	これで質疑を終わります。 これから、認定第7号「令和5年度筑前町水道事業会計決算の認定について」を採決します。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 認定第7号は認定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
委 員 長	挙手全員です。 したがって、認定第7号は認定すべきものと決定しました。 本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第7号までの審査が全部終了しました。 田頭町長
町 長	お礼を申し上げます。 一般会計をはじめ7会計全て慎重審議をいただきまして、採択をしていただきました。誠にありがとうございます。 累計ではございますけれども、この7会計の合計額は約196億円でございます。筑前町の総生産は678億円、これは令和2年度でございますけれども、約そういった割合で行政予算というのが町の中でいろいろ運用されているということでございます。 これは隣接します5万人の市、10万人の市等がございまして、この割合がやはり小さな町ほど高くなります。その分だけ行政依存が高い。小さな市町村ほど行政依存が高いということが言えるのだらうと思っているところでございます。

	全て採択をいただきまして誠にありがとうございます。また、本会議におきましてもぜひ慎重審議、採択をいただきますようお願いいたしましてお礼の言葉に代えさせていただきます。 お疲れさまでした。 ありがとうございました。
閉 会 委 員 長	町長からの挨拶が終わりました。 これをもちまして、令和5年度決算審査特別委員会を閉会します。 お疲れさまでした。 (11:58)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 決算審査特別委員長 寺原 裕明